

意見募集結果公表資料(個別案件用)

案件名	亀岡市新火葬場整備基本計画(案)	公表日	令和元年8月15日
<p>上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表いたします。</p>			
意見募集期間	令和元年6月10日から令和元年7月10日まで	意見数	58項目
意見の要旨		亀岡市の考え方	
<p>新火葬場に、葬儀が出来る部屋が欲しいです。昨年、実家の母が亡くなりました。綾部市の斎場には葬儀の出来る部屋があり、身内だけで比較的安い金額で送ってやれました。私たち残されたものにとって負担が少なく、助かりました。福知山市にも、同じような斎場があると聞きます。今後の高齢化社会を迎え、私たち若い者の負担が少しでも軽減するよう、ぜひ併設を希望します。</p>		<p>公営葬儀場の整備は計画していませんが、多目的室の整備を計画しています。直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えています。</p>	
<p>亀岡市新火葬場になるに際し、葬儀・告別式も出来る様に設備してほしいです。</p>		<p>公営葬儀場の整備は計画していませんが、多目的室の整備を計画しています。直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えています。</p>	
<p>新しい火葬場の横又は近くに葬儀場の建設を希望します。(家族葬が出来る程度の会場が3つ位有ればと思うのですが...)</p>		<p>多目的室1室の設置を計画しています。直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えています。新たに公営葬儀場の整備は計画していません。</p>	
<p>新火葬場に一般の家族葬が出来る式場を作してほしいです。(亀岡の現葬儀社はホールをもっていない為、亀岡に今在るのは外資のホールばかりで亀岡市民が使うのに税金は亀岡に入らない。)1日1組程度でもこれからの時代の為に必要不可欠です。全国に先がけて何か市民が喜ぶ他が参考にしたいと思えるような他所からも利用したいと思えるような火葬場をよろしくお願いします。エコの街亀岡なら葬儀もエコでをスローガンでどうでしょう?もっと市民の声を聞いてほしいです。</p>		<p>多目的室の設置を計画しています。直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えています。</p>	
<p>新しい火葬場には葬儀が出来るスペースを作してほしいと思います。</p>		<p>多目的室の設置を計画しています。直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えています。</p>	

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>家族葬が出来るような火葬場にしてほしい。待ち時間に軽食ぐらい出来たらいいと思います。</p>	<p>多目的室の設置を計画しています。直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えています。また、軽食等のスペースの設置については、今後検討していきたいと考えています。</p>
<p>多目的室では30人程度収容とありますが、参列した親族などが休めるスペースはあるのでしょうか？できれば、宿泊も可能にいただければありがたいです。少なくとも、そこで葬儀が行え、30人くらいの家族葬でもゆったりと見送れるようなスペースの確保をお願いします。</p>	<p>多目的室については、直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えています。また、会葬者の休憩場所としては、待合室の整備を計画していますが、宿泊を伴うことは計画していません。</p>
<p>多目的室はお金のない方でも使えるように火葬と告別式が少人数でできるようにしてほしい。生活困窮者でも宿泊や簡単なお葬式等ができるような施設がほしいです。いろいろ近隣自治体をみてみてください。</p>	<p>多目的室については、直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えていますが、宿泊設備を伴うことは計画していません。</p>
<p>多目的スペースは自由度があり、どのように活用されるかで評価も変わってくると思いますが、通夜(それに伴う宿泊)、告別式ができる斎場としての機能を充実させることを優先させるべきです。福知山市や、綾部市、また、小さい町ですが、お隣の能勢町でも、ささやかながら故人を丁寧に見送る施設があります。</p>	<p>多目的室については、直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えていますが、お通夜及び宿泊を伴うことは計画していません。</p>
<p>多目的室について、「直葬でも・・・多様なお別れに対応する」ということは、通夜はできないということでしょうか？親族がゆっくり一夜を故人と過ごすことができるように、簡素でも風呂、ミニキッチンを備えた部屋を作ることが、昨今の葬送事情に答えることになると思います。せっかく新しいものを作るのですから、最新ニーズを反映するものであって欲しいです。</p>	<p>多目的室については、直葬や少人数の簡素な葬儀、宗教にとらわれないお別れ式など、多様な用途に役立てていただければと考えていますが、お通夜及び宿泊設備を伴うことは計画していません。</p>
<p>広く市民に開放する「多目的スペース」の設置とありますが、火葬場利用者の立場にたつと会葬者以外に来てほしくない。また、このような時にしか会えない親族との時間を過ごした方がよい。図書コーナー、ギャラリーは不要。</p>	<p>将来的な葬送観の変化に対応できるよう、送る側・送られる側という多様な立場に配慮した施設が求められていると考えておりますので、多目的スペースの考え方の参考とさせていただきます。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>余部町丸山は、その北西側一部近隣地が土砂災害特別警戒区域に指定されています。このことは、土砂災害が発生した場合に、建築物が損壊して住民の生命・身体に著しい危害が生じる恐れがある区域と言えます。このような場所での火葬場の建築・開発は止めるべきです。</p>	<p>土砂災害特別警戒区域については、関係法令等を遵守しながら安全性を確保して進めていきたいと考えています。</p>
<p>丸山の三方が極めて危険な地形であります。丸山西部側面は全長に亘って山土搬出のために切り取られたままで、絶壁状で赤土が露呈しております。全体が危険状態です。国道372号線に沿った北部側面も、全長に亘って頂上から崩落が継続しております。そのために国による擁壁工事が三度も行われております。しかし、土砂の国道への流出を防いでいるだけで、頂上からの崩落を防止しているわけではありません。さらに、新緑の季節には東部側面の崩落状況は見えませんが、今なお崩落が続いております。以上にみる三側面の危険性を放置したままで、火葬場の建物だけを建設すれば良いとはお考えでないと思いますが、擁壁の造成工事費が莫大なものになりますが、これらについての経費面も含めて慎重に検討された結果の答申でしょうか？お伺いします。</p>	<p>土砂災害特別警戒区域については、関係法令等を遵守しながら安全性を確保して進めていきたいと考えています。</p>
<p>基本計画の整備図面を拝見すると、その土砂災害特別警戒区域付近が、国道372号と交差する進入路となっています。しかも火葬場への構内道路の最大勾配は何と12%です。余部町丸山と国道372号との高低差は約38mですから、最低限でも300m以上、この急こう配が続きます。直線道路でも危険な構造が、曲線構造によりさらに危険な構造となり、止めるべきです。</p>	<p>構内道路勾配については、御指摘のとおり高低差があることから、敷地内を大きく曲線を描きながら距離を稼ぐこととし、亀岡市道路の構造の基準に関する条例に準じ、全線12%以下にすることとしています。</p>
<p>土地開発公社は金融機関からお金を借りて先行権で所有しているだけで、市の所有地にするための土地代金や造成費用が基本計画(案)にはありません。土砂災害特別地域に指定されていることや産廃が入っている土地造成は多大な造成費がかかること、法的手続も問題になります。</p>	<p>計画予定地内での造成費用を見込んでおりますが、土地開発公社からの土地の買戻しについては、その時期、手法について協議調整を図っているところです。計画を進めるにあたっては、事業費の削減に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>実施設計から工事を含む部分をPFI方式で丸投げをするような方式では、最も重要な実施設計の段階で市民の意見が十分に反映できない懸念がある。基本設計段階から市民参加の仕組みを採り入れ、実施設計、工事までは、行政が責任を持って、市民の要望を細部まで採り入れながらマネージメントを行うべきである。</p>	<p>基本計画(案)では、基本設計を市が主体となって行い、実施設計から運営管理までを民間事業者が主体となって行うPFI(BTO)方式での整備を進めていくこととしています。市の方針を反映できるよう業者選定の際に十分に留意して進めたいと考えております。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>丸山墓地にお墓があるので、建設時やできてからもいろいろと環境に影響が出ないように配慮をお願いしたい。建設に反対ではありません。亀岡市にはきちんとした火葬場が必要だと思います。(墓地がいたんだりとのことです。)静かに眠っていると思うので...</p>	<p>新火葬場整備に係る工事については、隣接墓地をはじめ、周辺に影響を与えないように細心の注意を払いながら進めていきたいと考えています。工事期間中は御迷惑をお掛けすることとなりますが、御了承願います。</p>
<p>この施設は大切なものであるが、日常から少し離れた所が良いと思う。少なくとも国道からは見えにくい形で。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。場所は国道372号に面していますが、周辺の景観に整合した建物デザイン等を検討していきたいと考えています。</p>
<p>余部町丸山は、住宅地から離れていない。平和台公園にも隣接し、地形上危険な場所で不相当である。また、国道372号に接しており、日常的にも渋滞が発生しているのに、一層激化する。この場所に火葬場を建設するのは反対です。現火葬場での建設が望ましい。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。隣接の国道372号からの進入等については、十分に協議しながら安全性等を確保したいと考えています。</p>
<p>あまりの突然の計画で、住民・市民の合意ができていのかどうか疑問です。それと何故丸山なのか？今の場所で(建て直し)はだめなのでしょうか？素朴な疑問です。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。また、平成9年に都市計画決定に係る公聴会を経て、都市計画決定がなされた場所であり、整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めていきたいと考えています。</p>
<p>関係自治会には説明したとされるが、住民訴訟にまで行われた安町小屋場の住民には説明も無く基本計画を公表されることは間違いではないでしょうか。土砂災害特別警戒区域から離して配置を計画するとしていますが、都市計画決定がなされているからといっても、わざわざそのような場所を選ぶことはありません。過去に産廃残土が埋められているという指摘もあります。そうなることさらに建設費用は膨らむこととなります。急傾斜地に無理な建設をすることはありません。費用面でも地元合意の点でも、現火葬場のある地に建設(もしくは改修)することが最も望ましいと思われる。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。また、平成9年に都市計画決定に係る公聴会を経て、都市計画決定がなされた場所であり、整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めていきたいと考えています。</p>
<p>谷口市政時に地元安町小屋場地域住民には、事前になんの話し合いもなく、まさに「寝耳に水」の用地決定の新聞発表に対し、関係地域住民無視の行政に大きな反対運動が盛り上がり、住民訴訟となったことは記憶に新しいところである。亀岡市は、このことに対するなんの反省もなく、同じ誤りを繰り返すものである。下矢田町五反田の現火葬場は用地買収も行われ、現火葬場を操業しながら新設することが十分可能である。従って、財政難の折、十分な用地面積もあり、費用も安価であるので、現火葬場での新設が最適である。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。また、平成9年に都市計画決定に係る公聴会を経て、都市計画決定がなされた場所であり、整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めていきたいと考えています。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>審議会の結論は、余部町丸山に決定されていません。都市計画決定されているとはいえ、住民合意がなされないまま多くの反対意見のある中で決定されています。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。 また、平成9年に都市計画決定に係る公聴会を経て、都市計画決定がなされた場所であり、整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めて行きたいと考えています。</p>
<p>施設整備に係る経費が約39億円と想定されているが、20年前の余部町丸山での亀岡市新火葬場整備構想での概算費は、48億8000万円だった。新計画は、少なく見積もっても市民1家族10万円以上の負担となります。さらに敷地造成費が余部町丸山では莫大なものとなるため、現火葬場の建て替えを行い、住民負担を軽減すべきです。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。 事業費約39億円は20年間の施設の管理・運営を含めた金額であり、費用は大きく軽減できると考えています。</p>
<p>現火葬場には、丸山について述べてきました法律や、規制や、環境面からみましても問題がない上に、今日迄に積み上げてこられた多くの実績があります。これらを無にしてしまうことはいけないことだと考えます。市町村合併で亀岡市になった最初の火葬場が今の場所です。その実績をみますと、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.～下矢田町の墓地が火葬場近くに在りましたが、墓地と火葬場の接近を避けるために、極楽橋に近い場所へ移設整備されたのが一丁目住宅地の横にあります墓地です。 2.～元市長谷口氏から元市長の小島氏への引継ぎ事項の中に、「元火葬場には隣接して或宗教家より寄贈された土地があり、拡張の際のことを考えて寄付してくださった方の気持ちに添うために、現在地で改築されたい」という項があって、面積的にも十分な余裕があることです。 3.～現在地には前に当たる南部と西部には池があり、二方が池によって囲まれる形で景観も極めて素晴らしく、静寂な場所でもあります。 4.～周囲が全体的に山で囲まれており、人家より目に入る部分が極一部に限られる場所でもあります。 5.～現在地の西部および北部には広大な敷地があり、増設が可能です。 6.～基幹道路よりも僅かな距離という便利な場所でもあります。 7.～現在地の北側は広大な公園として整備がなされており、周知の環境としても申し分がありません。 8.～現在地での建設では、造成と整備では費用が極めて少額が可能です。 	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めて行きたいと考えています。</p>
<p>立地について、新建設地への移転ありきの計画になっていますが、現火葬場の増築を含むリノベーションの方向性は検討されなかったのか。 立地、環境共、インフラ整備状況等、全てにおいて、現所在地への建替またはリノベーションの方が、事業コストも格段に少なく済む。 新予定地は約36mもの高台にあり、長い新設アクセス道路を整備する必要がある。当然インフラ整備にも大きなコストがかかり、建物周辺整備にも新たなコストがかかる。 人口減少、建設廃棄物問題を抱える今の時代、新築よりもリノベーションで賢く施設を更新していく知恵を働かせるべきである。 現在のリノベーションデザインや建築技術を駆使すれば、池に囲まれた現施設の好立地を存分に生かした素晴らしい火葬場ができる。 みどりの郷広場を含めた現施設の敷地で、基本計画からやり直すべきである。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めて行きたいと考えています。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>現在地で新築するスペースは十分あるはずである。何故外へ移そうとするのか判らない。提案として医王谷球場を提案したい。用地買収費は不要で他市のように遺族の待合所も建設は可能で、見晴しの良い火葬場となると思う。丸山は絶対駄目だ。進入路に人家がないことも利点である。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めて行きたいと考えています。</p>
<p>今の火葬場を移転するのですか。かえると莫大なお金がかかります。今の所でいいのではないですか。今の所を建替して下さい。移転には反対です。お金がかかり市民に負担がかかります。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めて行きたいと考えています。</p>
<p>どうして今の所から移転しなくてはいけないのですか！今のところから移転すると莫大な税金が必要です。亀岡市はお金がないとよく言われてますのに…今の場所でもいいのではないのでしょうか。そこを建て替えて下さい！心やすまる火葬場をして下さい。移転するのは反対です。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めて行きたいと考えています。</p>
<p>現火葬場用地に現在の機能を整備・拡張して十分足りると考える。用地を拡張する必要はない。他にも移転する必要もない。</p>	<p>基本計画は、審議会の答申を踏まえて余部町丸山で策定しています。整備内容等について、地元説明会等を実施しながら進めて行きたいと考えています。</p>
<p>ただ説明会を形式的にやっただけでは住民合意でない。十分納得いく説明と話し合いを求める。</p>	<p>今後、計画を進めていくにあたり、地元住民の皆様にご理解いただけるよう、十分に協議を重ねて参りたいと考えております。</p>
<p>地元民の反対意見は当然考えられ、今回、再度丸山という場合、地元合意の得られる見通しは在るのかお伺いしたい。</p>	<p>今後、計画を進めていくにあたり、地元住民の皆様にご理解いただけるよう、十分に協議を重ねて参りたいと考えております。</p>
<p>案は位置的に便利な所であるが、住宅が近い所があり、合意に問題がないのか？</p>	<p>今後、計画を進めていくにあたり、隣接地域の皆様にご理解いただけるよう、十分に協議を重ねて参りたいと考えております。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>余部町丸山地域の全住民、幼稚園、たなばたの郷など計画(案)の前に話し合いがなされたのか明らかにして下さい。(住民裁判の結論は、市と住民が話し合いをなささいが判決の主旨です。)</p>	<p>基本計画(案)策定の前には話し合いは行っておりません。今後、計画を進めていくにあたり、隣接地域の方々に御理解いただけるよう、十分に協議を重ねて参りたいと考えております。</p>
<p>20年前に、余部町丸山での火葬場建設計画に対し、住民訴訟が提起され、住民自治にとって様々な教訓が生み出されたと認識しています。“住民に寝耳に水”の新火葬場整備基本計画ではなく、あたりまえの事前説明と、住民に対しすべての情報の開示を求めます。より具体的に言えば、地域的にも最も近接する安町小屋場等の住民の方々、隣接土地の所有者や墓地管理会など等、への事前説明を求めます。事業の適否は市民が決めることで、私は現火葬場(下矢田町五反田)での建て替えを求めます。</p>	<p>今後、計画を進めていくにあたり、隣接地域の方々に御理解いただけるよう、十分に協議を重ねて参りたいと考えております。</p>
<p>今回審議会の答申が出て、市民全体に公開されたのを機に、早急に一般からの意見聴取までおこなわれた目的は何でしょうか？分かりません故教えてください。私には、審議会答申に反対する人はなくて、答申通りの賛成意見が圧倒的多数になる。この審議会ならびに一般意見の圧倒的賛成多数意見に対しては、いくら地元民でも「反対はできない」と考えられての措置であると判断をいたしますが、これも地元民の歪んだ推察でしょうか？</p>	<p>亀岡市新火葬場整備基本計画の策定は、市民生活に大きく関わるものであることから、亀岡市民の意見提出手続を定める要綱に基づき実施するものです。</p>
<p>一生のうち1、2度位の事ですが、とても私達の生活では大切なことです。新聞で一寸知った位です。意見書等で自分達の考えて居る事を知ってもらえるのであれば、もっと市民に呼びかけて下さる事をお願いします。少子化が進むなか、いかに最後の弔いを済ませるか？若者と高齢者の意をくんで悔いのない場所にしていただきたい。</p>	<p>新火葬場では近年の多様な立場や葬送観といった将来的なニーズに対応できるよう市民満足度の高い施設整備を進めてまいります。</p>
<p>審議会は現火葬場(下矢田町五反田)と比較検討を行ったとしていますが、例えば「第6回審議会資料③」での差異をあげるとすれば、交通アクセスで現火葬場は道路改良が必要な事(現火葬場への入路・出路に誤記があるが・・・)、都市計画決定がなされていることの2点となる。これは、亀岡市行政の怠慢を示している事であって、今からでも、現火葬場の取り組みを行えば、市民ニーズに応え新火葬場の整備をはかることができる。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>亀岡市は都市計画の考え方として、余部町丸山近隣に亀岡幼稚園を誘致したように、文教地区的な側面を重視した誘導を行ってきた経過があります。市民の憩いの場となっている平和台公園とともに、余部町丸山は文教・自然ゾーンとして整備すべきです。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>市民の税金をいっぱい使って何んで作るのですか。理解できません。現火葬場があるのに何で高い税金を使って丸山火葬場にするための土地を購入するのか全く理解できません。新しい火葬場建設に反対します。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>この決定には、反対である。 地域の人に聞くと、説明会や意見聴収がされて無いと言う。 まず地元の市民の意見を聞くべきで、この手順抜きには決めることは許されない。 以前、裁判沙汰にまでなったこの件、その時も寝耳に水で地元民無視もはなはだしかった。おなじ轍を踏むことは許されない。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>過去に篠町で計画された事があったが、途中中止になった。(土地は購入されたが、今も生かされていない)この時の反省(課題)を生かされた計画にしてほしい。(税を大切に)</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>前回提案された篠町長尾山の計画が思いつきのような設定で議論の対象にもならない不適地であり、砂防林という条件を無視した計画であえなく消えた。住民の反対運動も強かった。続いて余部町丸山が提案されたが、不動産業者による土地転がしの後地で不法投棄物も相当埋っていた。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>この土地は国や府の設置基準に全々適合していない土地であり、地元同意という点でも全く得られないものであった。こうした状態を見るとき担当課は何も仕事せず理事者の思いつきや利害関係もあると考えられることに言いなりになっている。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>一番大切な地元同意の考え方について、迷惑施設は慎重な上にも慎重であるべきなのに、軽い取扱いで遊んでいるように思った。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>進入路の整備計画について、進入路や田畑の整備も当時条件として上がっていたが一部しかできていない。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>その他の法律に照らしての不適性については、その1～都市公園法第十六条では、建設省が都市計画事業に係る「墓地計画標準」を通達として出しておりますが、この第二の(6)には「墓地と火葬場を併置しないこと」と書かれており、丸山は既存の「丸山墓地」と隣接・併置することになり、同通達違反に該当すると考えますが、如何でしょうか？ その2～都市公園法第十六条では、「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」とありますが、私たちが「丸山が平和台公園と重複している点を指摘しましたところ、急きょ敷地の振替操作を行って「都市計画審議会」に諮った経過があります。この様な操作によって敷地の重複という違法は回避されましたが、同十六条違反(区域の全部又は一部について廃止してはならない)は永く残るのではないのでしょうか？ その3～丸山の南側隣接地の「岩ヶ谷」および「安行山」は府の「砂防指定地」です。治水砂防のために開発等に一定の行為が禁止、または、制限されております。これらの砂防地の下部に位置する丸山は、既にその境界まで不法に開発がなされているために、大雨洪水時には崩壊、山崩れ等災害の危険にさらされている現状です。 また、砂防法違反だけでなく、「急傾斜地崩壊災害防止法第七条」および「地すべり等防止法第十八条」に違反すると共に、「砂防指定地管理規則第四条と第五条に抵触することになります。この点まで検討されました結果でしょうか？</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>本市の新火葬場の整備構想等について検討するため、条例をつくり市長は第2条に規定する諮問を行ってこられたのですが、今なぜ審議を行う緊急性があったのでしょうか？その狙いはどこにあったのでしょうか教えてください。私には、丸山の買収費ならびに累積する利息と「都市計画決定」の両方を一挙に解決するための誘導にあったと思われるのですが、如何でしょうか？</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>審議会委員の選出について、審議委員会の皆さんは、嫌悪施設である火葬場は自分の地域や町以外であれば良い、という考え方が多数であるうえに、既に市が買収をすませて都市計画決定を府からも受けている場所であるために、当然この場所に決定すべきであるという態度の方々ばかりであります。それ故、丸山がどういう経過を辿って今日に至っているかを深く考えるべきであるという方は皆無に等しい。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>丸山に係わる土地経過の検討の欠落について、ごく少数の方は丸山が無許可によって不法開発されました当初から、土地について良くご存じの方も法的な規制や、市の今日の財政からみてどう在るべきか、全市民の幸せを判断されたものになっているとは言えません。小規模農家所有の山林が地上げ行為の繰り返しで集められました丸山は販売用の「墓地」として「林地開発許可」を得ずして開発が進められました。しかし、その計画も市内の仏教会による反対で頓挫し、不法開発を行った場所を「産業廃棄物の投棄場所」として利用しました。これも許可を受けずに「産業廃棄物処理法違反地」とされてきました。産業廃棄物を搭載して丸山を上り下りする光景を近くに住む者として幾度となく見ておりました。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>墓地の造成・販売と産業廃棄物の処理場としても旨くいかず、また、他に転売する所もなく困惑して放置されておりました時、開発者は丸山・加塚墓地管理委員会に対して「買ってもらえないか、また、買い手を紹介してほしい」と依頼をされてきました。篠町長尾山で建設が不可能になった市は、短期の建設可能地として所有者から8億6千万円余という高額を気前良く、地元への説明、了解を後回しにして亀岡市土地開発公社に先行取得をさせました。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>地方自治法第232条第3項違反の契約について、最初は市からの指示どおり7億5千万円を予算化し、平成9年2月28日の理事会で同額を議決しました。しかるに、同年3月18日に土地開発公社は、議決予算額より1億円以上も上回る8億5千632万8千円で契約、買収をしました。このことは、地方自治法第232条の第3項で「支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」と、しており、法令違反を犯して先買い契約を行ったものです。「法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ」とする規定に反し、支出負担行為を行わせたのが市であり、指示どおりにしたのが土地開発公社です。契約額の8億5千142万750円が正式に同理事会で議決されたのは4月21日でした。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>無届けで行った林地開発法違反と、無届による産業廃棄物処理法違反という二つの法律に違反する丸山を買収した事実を伏せたままで審議が行われている。審議会の委員の皆さんはこの事実について正しくご存知ないではありませんか？</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>火葬場としての適地性の視点からの検討が欠落していることについては、その1.～火葬場用地の選定について、建設省から考慮すべき事項として「計画基準(案)」には七項目が示されており、私たちが問い合わせたところでは、「都市計画学会で計画の指針としたもので、今でも多くの市町村で参考とされている。当時の一般的な考え方を示したもので、今でも大きな欠陥があるとは考えていない。現在でも有効な指標である」と、回答されています。この計画標準(案)の全てに亘って該当する場所であるために、検討がなされたとは到底思われません。特に、第七項目の「300m以内に学校・病院・住宅群または公園がないこと」については、70mのところには「学校法人安町幼稚園」があり、西側直下には「老人介護施設たなばた園」があり、市内唯一の都市公園である「平和台公園」と隣接しているのが丸山です。その2.～京都府の「墓地等(火葬場を含む)管理運営許可に関する事務取扱い要項」においても、上記建設省「計画標準(案)」と同様に、許可の条件として五項目の規定がありますが、これらの全てに反する不適性であるにも関わらず、検討されたとは思われません。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>丸山周辺の環境の検討について、その1.～丸山は通称「西山」の一部ですが、頂上には「盤栄稲荷宮」が祭祀されており、中段の「平和塔」と共に聖域に相当する場所と考えられています。丸山が火葬場にと叫ばれるまでは伏見の「稲荷大社」に劣らない人気のある信仰深い稲荷宮でした。麓から頂上までの朱色の鳥居が林立して、遠方から多数の参詣者で賑わっておりました様子は、旧亀岡町の方ならご承知の筈です。そこには東と西の二ヶ所に立派な展望台が建設されておりますことから想像ができております。しかし、問題の発生からは、中山池側から頂上までの自動車道の建設と併せて、稲荷宮への活況が次第に衰退してきました。社務所での神主常駐も不可能になり、今日では市の「活況づくり」とは反対に滅亡寸前にあると言えます。スタジアムに頼るだけの活況ではなく、精神的な大切さをも失ってはならないと考えるところです。その2.～都市公園の展望台の真下に見える火葬場という「嫌悪施設」を展望するためにわざわざ展望台に上がる人もなく、市内唯一の都市公園も同時に衰退することが目に見えております。その3.～建築基準法第五十一条では、「火葬場は都市における必要不可欠の施設であり、しかも、周辺環境へ配慮も必要となる施設であるから、予定候補地周辺の状況を十分に把握し、総合的な評価を行って適した位置を確保する必要がある。」と、明記されております。「都市計画決定地」となった段階で、この問題はクリアにされた事項とお考えなのでしょうか？同法が示している内容は既に検討済みとして、審議会では検討すらなされずに答申が出されたのではないのでしょうか？周辺環境と周辺の状況を十分に把握した総合的な評価に基づいた結果とは到底考えられません。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>市が犯した大罪について、丸山を平成元年から3年に亘って開発を行った開発者に対して、</p> <p>ア、平成3年3月12日付けで、京都府亀岡地方振興局長より「森林法違反広域について警告の文書が発送されています。開発行為面積が1ヘクタールを超えており、森林法第十条の二第一項に違反している行為を中止するとともに現況測量図および復旧計画書を平成3年3月22日までに提出するように指示。なお指示に従わない場合は、法にもとづく監督処分を行う用意がある旨も申し添えられる。</p> <p>イ、平成4年7月1日付けで、京都府違法開発等対策亀岡地域機動班の班長である京都府亀岡振興局長、京都府亀岡土木事務所長、京都府亀岡保健所と京都府亀岡警察署防犯課長の四者名連記で、「勧告書」が同様に発送されている。亀岡市余部町丸山地区内において実施した林地開発違法行為について、「本復旧が完了しておらず、これまで復旧工事を完了させるよう再三にわたり指導してきたところです。現地を早急に復旧させる必要がありますので。」</p> <p>ウ、平成4年7月20日(月)までに京都府亀岡地方振興局農林課宛復旧計画書を提出し、審査を受けた上でただちに復旧工事に着手するよう勧告します。なお、正当な理由なくこの指示に従わない場合は、森林法第十条の三の規定に基づき、処分を行うことがあるので念のため申し添えます。」の文書が発送されている。</p> <p>エ、平成5年6月10日(木)午後2時、場所 京都府亀岡地方振興局農林課まで来局される呼び出し状が発送されている。以上の全てが無視されて今日まで放置されてきました土地であります。開発者は産業廃棄物の投棄場としても利用してきました。山積みされた業務用の大型冷蔵庫等を解体処分する場所とし、解体されたステンレスやガラス類等だけでなく、その他の建築物を解体した廃棄物の野焼場として利用されておりました。平成5年1月9日(土)14時56分に「丸山で山火事のような黒煙が立ち上がっている」という住民からの通報により京都中部消防本部一個小隊(3名)が出動しております。今日でも頂上部分には廃棄物や野焼きされた残骸が散乱したり、埋立が露出したままの状態です、同法の違反地であることが明らかであります。</p> <p>1.不法地であることが、「都市計画地」の認可がどうしてなされたのか、「不法開発地」や「違法地」という言葉が、経過と実態が厳然とあるにも拘らず、無くなったのは何故だろうかという疑問をいただきます。府の「都市計画決定がなされた」ことによって不法地は「帳消しになったり」「抹消される」ことになるのでしょうか？</p> <p>2.市が不法開発を行った開発者ではなく、新たな所有者から買収したのである故、この問題は問われなくなったのでしょうか？</p> <p>3.早期に「都市計画決定」を希望する市が、「申請書」に経過と実態を正しく記載しなかったために、府は「内容を信じた結果」認可・決定を行ったのでしょうか？</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>
<p>行政がいろんな操作を行って問題のない土地に見せかけて、公共用地にしたり、市民の財産にすべきでないと考えますから、これらの問題を明らかにして納得を致したいと思えます。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>

意見の要旨	亀岡市の考え方
<p>平成9年から丸山での火葬場建設が問題として起こりましてより、私たちが、丸山そのものの経過と環境面や経費面等で、調査をすればする程次々といろんな事柄が判明してきました。元市長の田中氏と体面をし、お話をさせて頂きました折に、今回の意見書の事柄をお話申し上げました処、即座に「分かりました」と返答を賜りました。そうして、現在地で2期目の建設と公園化という環境面の整備がなされました。以後大きな問題もなく施設の利用が行われている処です。田中氏の大きな決断によって、どれだけ市民の莫大な損失が救われたことでしょうか。同時に、市民の財産としてはならない「不法地」の買収には至らず、市民の誇りを保つことが出来ました英断は立派で、敬服いたしております。</p>	<p>本基本計画(案)の内容に直接関係しない御意見と思われませんが、今後の新火葬場整備事業の参考とさせていただきます。</p>